

《高田知己法律事務所弁護士報酬基準》

弁護士高田知己の報酬基準です(すべて消費税は別途となります)。

下記金額は、あくまでも目安です。経済的な事情による分割払いや減額のご相談にも積極的に応じております。また、着手金の事件終了時清算についてもご相談ください。

【法律相談】

30分毎に5,000円。

※ 各種無料相談制度がご利用いただけます。条件等についてはご相談下さい。

【内容証明郵便作成】

弁護士名表示なし 1～3万円

弁護士名表示あり 3～5万円

【訴訟事案/非訟事案/家事審判事案/労働審判事案/行政事件など(本基準に別に記載がないもの)】

経済的利益	着手金	報酬金
経済的利益が300万円以下の場合	経済的利益の8%(但最低額10万円)	経済的利益の16%
〃 300万円を超え3000万円以下の場合	〃 5%+9万円	〃 10%+18万円
〃 3000万円を超え3億円以下の場合	〃 3%+69万円	〃 6%+138万円
〃 3億円を超える場合	別途ご相談	別途ご相談

【交渉事案】

原則として上記【訴訟事案】の基準に準じます。ただし、着手金・報酬金を各3分の2に減額することができます。交渉事案に引き続き訴訟事案等について受任する場合の着手金は、上記【訴訟事案】の2分の1となります。

【交通事故】

	着手金	報酬金
①弁護士費用特約が使用できる場合	保険会社が弁護士報酬を支払うため、依頼者の費用負担は発生しません。	
②弁護士費用特約が使用できない場合で、相手保険会社から書面で支払額提示があった場合	無料	提示額から増額した金額の30%
③上記①②以外の場合		賠償金の10%+15万円

※上記②③の場合でも、事案の内容や手続段階によって着手金(10万円～)を申し受ける場合があります。

【相続・遺言】

	着手金	報酬金
相続放棄	5～10万円	
限定相続	30万円以上	30万円以上

【相続・遺言】

	着手金	報酬金
遺産分割協議・調停	28万円	取得額の10%

※調停期日が6回を超えた場合、7回目期日から1回あたり3万円の日当を申し受けます。

遺言作成	報酬金	
	①経済的利益が300万円以下の場合	20万円
	②経済的利益が300万円超え3000万円以下の場合	経済的利益の1%+17万円
	③経済的利益が3000万円超え3億円以下の場合	経済的利益の0.3%+38万円
	④経済的利益が3億円を超える場合。	経済的利益の0.1%+98万円

【過払金】

	着手金	報酬金
①交渉	無料	返還額の20%
②訴訟		返還額の25%

【借金・債務の問題】

	着手金
任意整理(分割支払の交渉)	一社について3万円以上(但最低額合計5万円)

個人消費者破産	
① 同時廃止 (破産管財人が選任されない簡易な手続)	28万円以上
② 管財事件 (破産管財人が選任される正式な手続)	38万円以上

個人再生(基本)	38万円以上
個人再生(住宅を残す場合)	48万円以上

法人破産・個人事業者破産・個人事業者再生	50万円以上
----------------------	--------

【離婚】

	着手金	報酬金
①協議・交渉	20万円	20万円+取得した経済的利益の6%~16%
②調停	30万円 (①の着手金+10万円)	30万円+取得した経済的利益の6%~16%
③訴訟	35万円 (②の着手金+5万円)	35万円+取得した経済的利益の6%~16%

※配偶者の慰謝料, 財産分与, 婚姻費用・養育費, 親権, 面会交流等の関連請求を伴う場合, 関連請求の個数・内容等に応じて5~15万円の追加着手金を申し受けます。

※調停期日が6回を超えた場合、7回目期日から1回あたり3万円の日当を申し受けます。

【民事執行・保全】

着手金	報酬金
上記【訴訟事案】の2分の1(但最低額10万円)	上記【訴訟事案】の4分の1以上

【刑事・少年】

	着手金	報酬金	
刑事	20万円～50万円 (裁判員対象事件については別途 ご相談)	正式起訴回避, 執行猶予, 求刑の8割以下	20万円～50万円
		無罪判決	50万円以上
		保釈許可	5万円～10万円
少年	上記に準じる	保護観察	20万円～50万円
		逆送回避	30万円～50万円

【法人・事業者顧問料】

月額2万円以上

※実費(印紙代・郵便切手代・交通費等)は別途となります。

平成29年7月改定